

大田区立消費者生活センターからのお知らせ

その事業者本物？フィッシングには要注意

<相談事例>

昨日、宅配業者からの荷物を待っていた際に宅配業者から住所を再確認する必要があるとのメールが届いた。メールに貼付されていたサイトにアクセスし、必要事項を入力するよう指示を受け、住所・携帯電話番号・氏名・性別を入力し送信してしまった。クレジットカード番号を入力する画面が変わったため、その時点でフィッシングメールであることに気がついた。クレジットカード番号は入力していない。今後どのように対応したらよいか。



<アドバイス>

日ごろ利用している事業者や公的機関等からのSMSやメールが届いたときは、以下の点に注意します。

- ・記載されているリンクにはアクセスしないようにしましょう。もしアクセスしてしまっても、安易にクレジットカード番号等を入力しないようにしましょう。
- ・事業者等の正規サイトでフィッシング詐欺に関する情報がないか確認しましょう。

また、フィッシング詐欺については、日ごろから対策しておくことがとても重要です。

- ・ID・パスワードの使い回しをしないようにしましょう。
- ・クレジットカード等の利用明細をこまめに確認しましょう。

万が一、フィッシングサイトにID・パスワード、クレジットカード番号等を入力してしまった場合は、同じID・パスワード等を使い回ししているサービスを含め、すぐに変更し、クレジット会社等に速やかに連絡しましょう。

[消費生活のお困りごとは 大田区立消費者生活センターに！]

相談専用電話 03-3736-0123

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分まで

(祝日、年末年始を除く)

土曜日・日曜日、祝日は国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン 188 (いやや)

土曜日 午前9時～午後5時まで 日曜日、祝日 午前10時～午後4時まで

(年末年始、点検日等のときを除く)